

サンポート高松総合整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告

高松城跡（西の丸町D地区）

平成15年3月

香川県教育委員会

例　　言

1. 本書はサンポート高松総合整備事業の一環として実施された県道浜ノ町栗林公園線道路築造工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書である。
2. 本遺跡の所在地は、高松市西の丸町12・13であり、周辺での発掘調査区呼称を踏襲して「西の丸町D地区」とする。
3. 調査は、香川県教育委員会が実施し、文化行政課文化財専門員佐藤竜馬が担当した。
4. 本書挿図中の標高は海拔（T. P.）、方位は磁北である。
5. 挿図の一部に国土交通省国土地理院発行の2万5千分の1地形図「高松北部」を使用した。
6. 出土遺物・図面は香川県教育委員会が保管し、坂出市府中町字南谷5001-4 香川県埋蔵文化財センターにて収蔵している。

本　　文　　目　　次

第1章　調査に至る経緯

第1節　既往の調査	1
第2節　サンポート高松整備事業に伴う調査	1

第2章　遺跡の立地と環境	4
--------------	---

第3章　調査の成果

第1節　調査区と層序	7
第2節　遺構	7
第3節　遺物	13

第4章　まとめ	16
---------	----

挿　　図　　目　　次

第1図　高松城跡（西の丸町D地区）の位置	ii
第2図　高松城周辺の発掘調査地点	3
第3図　調査区平面図	5～6
第4図　①～④区土層柱状図	9
第5図　⑦・⑨・⑩区土層断面図	10
第6図　外堀・外堀石垣平面図	11
第7図　⑪区土層柱状図	12
第8図　③区外堀出土遺物（1）	14
第9図　③区外堀出土遺物（2）・⑪区瓦溜り出土遺物（1）	15
第10図　⑪区瓦溜り出土遺物（2）	16

表 目 次

第1表 高松城跡周辺の発掘調査実績一覧	2
第2表 出土遺物観察表	13

写 真 目 次

写真1 ⑪区瓦溜り	12	写真13 ④区 a 断面上土塁	21
写真2 ⑪区瓦溜り堆積状況	12	写真14 ④区 b 断面土塁	22
写真3 ①区全景	19	写真15 ⑦区南壁土塁	22
写真4 ⑩区全景	19	写真16 ⑦区南壁土塁	22
写真5 ②区全景	19	写真17 ⑨区南壁土塁	23
写真6 ⑦区全景	19	写真18 ⑩区南壁土塁	23
写真7 ⑨区全景	19	写真19 ⑩区南壁土塁	23
写真8 ①区東半部北壁	20	写真20 ③区外堀出土磁器	24
写真9 ①区西端部土塁	20	写真21 ③区外堀出土陶器	24
写真10 ②区東壁土塁石材	20	写真22 ③区外堀出土瓦	24
写真11 ④区外堀石垣	21	写真23 ⑪区瓦溜り出土瓦	24
写真12 ④区外堀石垣	21	写真24 ⑪区瓦溜り出土瓦	24



第1図 高松城跡（西の丸町D地区）の位置

第1章 調査に至る経緯

第1節 既往の調査

高松城跡・城下町における埋蔵文化財発掘調査は、1950～60年代の城内の保存修理工事に伴う調査を嚆矢とする。本格的な調査は昭和60年（1985）代以降であり、外堀より内側において、県民ホール・県歴史博物館・サンポート高松整備事業・高松北警察署建設などの公共事業に伴う大規模調査が行われてきた。中堀より内側（狹義の城内）では、玉藻公園の整備に伴う小規模な発掘調査が行われている。また外堀外側の城下では、高松市立美術館（紺屋町遺跡）・サンポート高松整備事業（浜ノ町遺跡）・市街地再開発事業（片原町遺跡）などで発掘調査が行われている（第2図・第1表）。

第2節 サンポート高松整備事業に伴う調査

サンポート高松整備事業は、平成5年度に高松港頭土地区画整備事業として事業計画が決定され、開発範囲がほぼ確定した。これを承けて、香川県教育委員会事務局文化行政課では平成7年度より開発範囲内における埋蔵文化財の取り扱いについて、高松港頭開発局と協議を行ってきた。

対象地は国指定史跡・高松城跡の西側隣接地ではあるが、近代の高松築港事業を契機とする港湾の造成や街区の改変が著しい状況にあった。このためまず、近世の城下絵図や近代地図にもとづき、近世段階での陸地・海域を現地比定する作業を行った。その上で、明確な海域については事前の保護措置は不要と判断し、陸地と海岸線については試掘調査でより正確な位置を確定させることとした。これを踏まえ、具体的な事業範囲・工程が決定した箇所について、個別に試掘調査を行い、保護措置の必要性を判断・協議してきた。その結果、事業の大幅な変更は困難であることから、基本的には記録保存で対応することになり、平成7～9・11～13年度の6カ年、財團法人香川県埋蔵文化財調査センターに発掘調査を委託した。

平成14年4月、サンポート高松推進局より文化行政課に、浜ノ町栗林公園線道路築造工事（第1・2工区）の実施予定が示された。文化行政課では、個別の事業毎に保護措置を判断してきた経緯から、今回の事業地についても検討を行った。浜ノ町栗林公園線付近は、高松城跡の外堀（西浜舟入）にあたることが想定されており、第1工区の東側は外堀内側の外曲輪であることが判明していた（平成7・8年度の埋文センター調査：報告書B地区）。しかし、外堀ラインの正確な位置については明らかではなかった。今回の工事で第1工区において外堀石垣が所在する可能性が、かなり高いと想定されたため、サンポート高松推進局と協議に入った。なお第2工区は、完全に外堀内であるとみられ、工事内容と平成7年度の試掘結果も勘案して、協議の対象から外した。

協議の中で、第1工区は路盤部分を新規掘削せず、共同溝や下水・水道管の布設部分の掘削にとどまる工事内容が提示されたことから、この部分での対応が問題となった。しかし構造物の布設箇所が現道部であり、掘削・設置・埋め戻しの作業を1日単位で完結させる必要があることから、工事と併行して発掘調査することで合意した。工事は、トラフやマンホールの掘削を先行して行い、その後にこれらの間の共同溝・下水管を布設する工程であった。このため、ほぼ一定間隔で施工されるトラフ・マンホール部での構造の遺存状況を踏まえ、調査範囲を決定することとした。

調査は平成10年10月10日から10月30日まで、実働7日間で断続的に行われた。その結果、第1工区南半部では既存の地下埋設物による攪乱が顕著であると想定されたため、北半部を中心とし

た範囲を調査対象とした。上記したような工事内容のため、1日あたり10m未満の短いスパンでの工事となり、布設の間を縫うような切迫した現場作業となった。ことに外堀土塁は下半部（第I期土塁）が連続的に遺存していたが、その連続状況の確認は工事掘削時に目視で行い、工事単位毎の断面観察で再度確認するのにとどめざるを得なかった。この点は、市街地における小面積の調査方法（特に埋管工事に伴う）の問題点として、今後に課題を残すこととなったが、サンポート高松推進局・サンポート高松推進事務所、ならびに施工業者の御理解・御協力により、多大な成果を挙げることができた。なお現場作業・整理作業に際して、以下の方々の御教示・御協力を得た。記して感謝申し上げたい。

松本和彦・乗松真也・陶山仁美・東 信男・川田義行（敬称略・順不同）

番号	調査区名	城内・城外の位置	調査原因	調査主体	調査期間	調査面積
1	県民ホール地点	東ノ丸（米蔵丸）	県民ホール建設	県教委	1985.4.15～1986.5.31	6,047
2		三ノ丸	玉藻公園整備事業	市教委	1990.5.14～1990.6.5	540
3-1	歴博地点	東ノ丸（米蔵丸・作事丸）・中堀	黒歴史博物館建設	埋文センター	1994.4.18～1994.6.30	1,000
3-2	歴博地点	東ノ丸（米蔵丸・作事丸）・中堀	県歴史博物館建設	埋文センター	1995.4.1～1996.3.31	5,000
4	アクトホール地点	東ノ丸艮櫓	県民ホールアクトホール建設	県教委	1995.2.7～1995.3.31	225
5-1	西の丸町A地区	外曲輪	サンポート高松整備事業	埋文センター	1999.4.1～1999.6.23、 2000.11.27～2000.12.22	670
5-2	西の丸町B地区	外曲輪	サンポート高松整備事業	埋文センター	1995.12.1～1997.3.31	4,539
5-3	西の丸町C地区	外曲輪	サンポート高松整備事業	埋文センター	1997.6.2～1997.7.29、 1999.4.1～2000.3.31	10,052
6		外曲輪	香川県高等学校PTA会館建設	市教委	1997.7.10	47
7		東ノ丸（作事丸）	鴨松平公益会事務所改築	市教委	1997.11.17～1997.12.26	300
8-1		本丸地久櫓	玉藻公園整備事業	市教委	1997.12.3	4
					1999.10.25～11.26	
8-2		本丸地久櫓	玉藻公園整備事業	市教委	2000.11.6～2001.2.19 2001.12.17～2002.2.27	170
9	高松北署地区	外曲輪	高松北警察署建設	埋文センター	1998.3.1～1998.6.30	1,000
10		外曲輪	三越増床	市教委	1998.4.16	65
11		三ノ丸	玉藻公園整備事業	市教委	1998.7.8～1998.8.11	14
12	丸ノ内地区	外曲輪	家庭裁判所	埋文センター	2001.4.1～9.30	1,164
13	松平大膳中屋敷跡	外曲輪	新井護士会会館建設	市教委	2002.2.1～3.25	99
14	松平大膳中屋敷跡	外曲輪	新ヨンデンビル別館建設	市教委	2002.4.15～8.31	970
15		三ノ丸	玉藻公園整備事業	市教委	2002.10.7～10.10	12
16	西の丸町D地区	外曲輪・外堀	サンポート高松整備事業	県教委	2002.10.10～10.30	131
17		外曲輪	住居ビル新築工事	市教委	2002.11.28～11.29	143
18		西ノ丸・中堀	都市計画道路高松駅南藤建設	市教委	2002.11.1～2003.3.31	1,800
19		外曲輪	土地取引	市教委	2002.12.17	18
					2000.2.15～3.31、 2000.4.1～11.30、 2001.10.1～2002.3.31	
20	浜ノ町遺跡	城下町（武家地）	サンポート高松整備事業	埋文センター		4,992
21	扇町・丁目遺跡	城下町（町人地）	都市計画道路兵庫町西通町線建設	市教委	2001.10.11	93
22	紺屋町遺跡	城下町（町人地）	市立美術館建設	市教委	1985.10.28～11.22	100
23	片原町遺跡	城下町（町人地）	片原町駅西第3街区第1種市街地再開発事業	市教委	2000.6.15～6.22	120
					調査面積合計	39,315

第1表 高松城跡周辺の発掘調査実績一覧



第2図 高松城周辺の発掘調査地点 ($S = 1 / 8,000$)

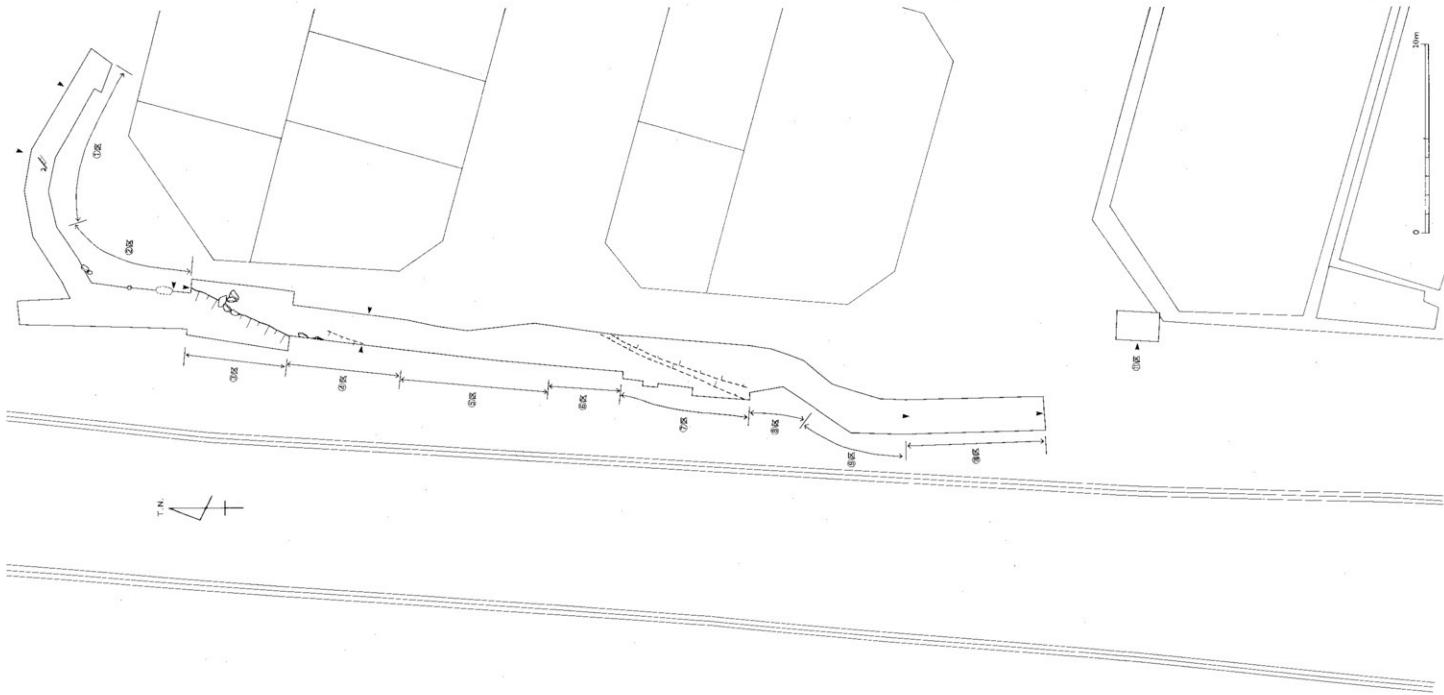
第2章 遺跡の立地と環境

高松城跡は、天正16年（1588）に生駒親正が讃岐17万石の支配拠点として造営した近世城郭である。従来は『南海通記』の記載などから、さびれた漁村に全く新しい城郭と都市（城下）が建設されたとみられてきた。しかし西の丸町B・C地区で、12～13世纪の礫敷き遺構（荷揚げ場）や木組遺構（船渠）が検出され、木製碇などが出土したことから、砂堆前面の海浜部に大規模な港湾施設が存在したことが明らかになった。隣接する浜ノ町遺跡では13～15世纪の区画を伴う集落が、また東ノ丸跡歴博地区では15世纪頃の火葬墓が、さらに丸ノ内地区では13世纪後葉の井戸が検出されており、東ノ丸から浜ノ町・扇町付近にかけての砂堆背後に中世を通じて集落が展開していたことが明確になってきた。これらの地区での出土遺物には、高麗様式の石仏や白磁四耳壺、あるいは在地の土器組成を逸脱した瓦器碗の大量流入が認められ、他地域との繋がり（交易）を基盤とした地域単位の存在が窺える。近世大名権力がこの地に城下町を建設した前提として、中世の港町（野原）の存在を看過することはできない。

今回の調査対象地（高松城跡西の丸町D地区）は、高松城の西外曲輪で外堀に面した箇所にある。西外曲輪は、生駒期には上級家臣の屋敷地が並立するところであり、松平氏入部後は享保5年（1718）の火災を契機に藩大老久保家の屋敷地と西下馬・西御屋敷に整理されたとみられる。ことに西外曲輪の西半は全て久保家の屋敷地となっており、西の丸町B地区の発掘によりその内容が一定程度明らかになった。それによると、18世纪代を通じて整地を繰り返しつつ、「式台」を備え雁行する配置をとる大型建物群が整備されていったようである。また久保家の家紋を上絵付けした理兵衛焼（御用窯）が出土している。これらの内容は、藩主親族（藩主も輩出した）として「創出」された久保家の役割を如実に反映しているといえよう。近代に入ると、明治5年（1872）から明治31年（1898）まで香川県監獄署（当初は懲役場）が置かれた。そこでは明治27～31年に、登窯（陶磁器用）と桶窯（素焼・軟質陶器用）による焼物生産が行われており、出土遺物からは在來の技術による本格的な「工業化」への試みがみて取れる。

またこの付近の外堀は、生駒期には「西浜舟入」と呼称されており（「生駒家時代讃岐高松城屋敷割図」）、「高松城下図屏風」では西岸（城外側）に多数の船渠を伴う船藏が、また南端には荷揚げ場としての雁木状の階段が描かれている。この背後には、米蔵が描かれる。船藏の大半は延宝4年（1676）以降に外堀の西側に移転し、外堀西岸部は拡幅される。しかし外堀北端部では近世を通じて数基の船藏が残り、外堀も「堀川」「西堀川」と呼称され、明治に至っても「堀川港」として港湾機能を維持していたようである。その後、明治31年（1898）に始まる高松築港事業により、堀川港は埋め立てられ、監獄署も移転した。広大な更地は、国鉄高松駅前や東讃電気軌道の軌道として利用されるに至り、宇高連絡船の発着する「四国の玄関」として瀬戸大橋開通まで機能することとなった。

第3図 調査区平面図（矢印は土壠図取得位置）



第3章 調査の成果

第1節 調査区と層序

今回の立会調査対象地を便宜上、個別の立会単位毎に北から①～⑪区（D-①～⑪区）と呼称する。土地区画整理事業以前の建物基礎や埋設管などにより、全体にかなり攪乱を被っており、特に①・②区では大半が攪乱されている状況であった。また他の調査地点においても、地表下0.5～1.0mまで近現代の整地土・攪乱が認められ、最も遺存状況の良好な⑦区でも標高1.75mより下位の層位が遺存するのにとどまっていた。

近現代の整地土で広域に認められたのは、①～⑦区に分布する黒灰色炭灰層である。③区で最大厚1.2mにも及ぶこの層位は、多量の石炭ガラ状の炭化物を含んでおり、火災に伴う整地土層であることが明確である。太平洋戦争末期の高松空襲（昭和20年：1945年）の被災・整地層の可能性もあるが、当該地は初代高松駅の前面（東側）にあたり、この付近は被災していないという複数の証言を得ているため、高松空襲に伴う可能性は低い。おそらく戦後の旧・高松駅舎の火災に伴う整地層であろう。この整地層により、近世整地層は面的に削平されている。それより下位の近世構面も大半が外堀石垣と土壙であり、東側に隣接するB地区のように6面に及ぶ近世遺構面の存在を見出すことはできなかったが、土壙の形成過程については複数の時期が想定できた。

第2節 遺構

外堀土壙（第3～6図） ①から⑩区にかけて対象地のほぼ全域で検出された。高松城内の位置は、外堀に面した西外曲輪の西縁辺を南北方向に延びることになる。「高松城内図」（写図：鎌田共済会郷土博物館所蔵）にいう「外堀土手」の一部とみられる。幅狭の各区では全幅を検出するには至らなかったため、本節では各区での検出状況と観察所見を記述する。全体の形状・規模の復元は、第4章を参照されたい。

最も良好な遺存状況であった⑦区では、土壙頂部から東斜面にかけての部分が検出された。⑦区は東半部がかなりの深度まで攪乱されていたが、西半部はさほど攪乱されていなかった。このため丁度、土壙の傾斜に沿って攪乱が深くなっている、⑦区南壁において良好な状況で横断面を観察することができた（第5図上段）。土壙に関連する土層は第1～8層であり、第9層は土壙構築面（遺構面）、第12層は第9層に伴う遺構埋土である。第9層は、土色・土質ともに隣接するB地区の第6面（発掘時：第3整地面）構成層であるV1a層と一致しており、同一遺構面と判断できる。

土壙本体の構成層は、粗砂・砂礫・粘質土（ないしシルト）の3種類に分けられ、これらが交互に認められる。第9層（B地区第6面）に伴う遺構埋土第12層は、土壙構成土である第5層を切り込んでいるが、さらに第12層は土壙構成層とは異質な細かな粒径の第11層で被覆される。第11層は、B地区第6面を被覆する整地層V層（B地区第5面構成層）の可能性があるため、土壙本体は第11・12層堆積以前の第5～8層と、それ以後の第1～4層に区分可能である。第5～8層は表面を覆う粘質土の第5層と、それに被覆される第6～8層に分けられることから、これらをまとめた構築単位と捉えることができる。このため、第5～8層を以下、「第I期土壙」と呼称する。改めて第I期土壙構成層をみると、上から粘質土・粗砂・粘質土（～シルト）の順に認められ、まず粘質土で芯部を作り、その上に粗砂層を盛り、さらに全面を粘質土で仕上げる工程が観察できる。粘質土（～シルト）は、第6面を構成するV1b・c層に近似する。最下層の

第8層は、構築面の第9層が還元したか第9層上の旧地表の可能性もあるが、第9層よりも粘質気味であることから第I期土壘構成層として捉えた。

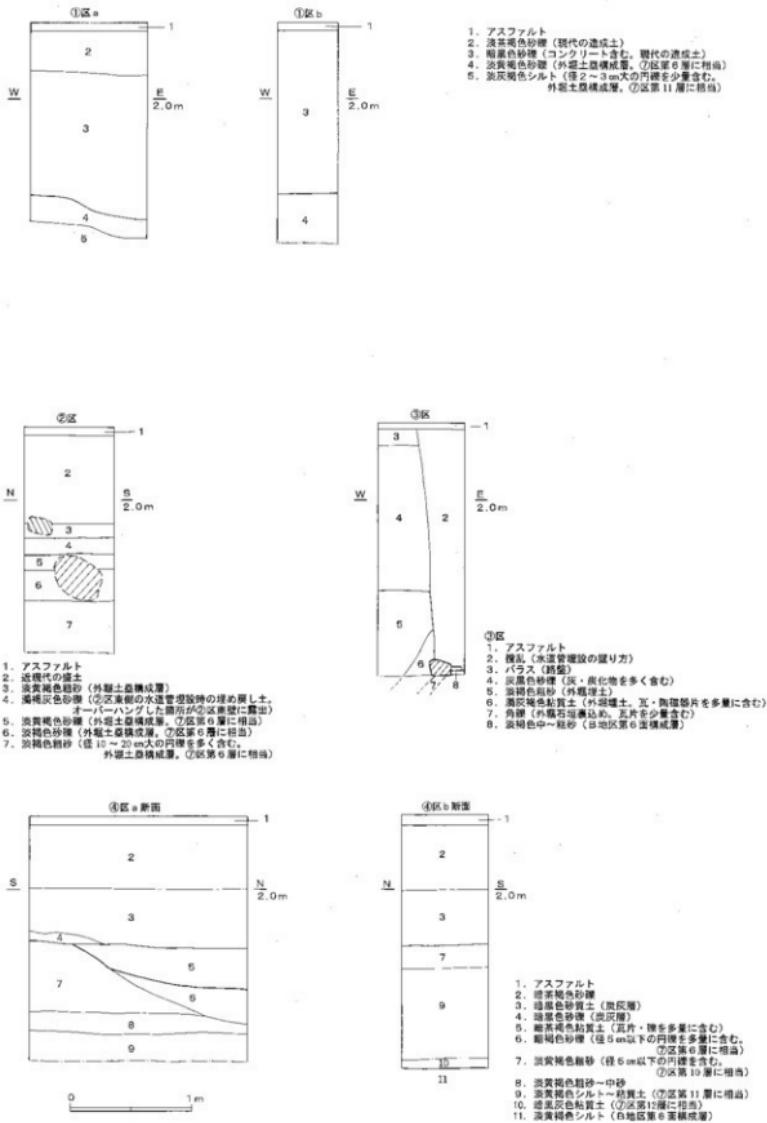
第I期土壘の上位層である第2～4層の構成をみると、第I期土壘を芯としてその上に厚い砂礫層を盛り（第3・4層）、その表面を粘質土で被覆する（第2層）状況が認められ、第I期土壘と共に通した堆積状況が観察できる。第2層は第3・4層頂部を水平に被覆しており、第2層を表層とした構築単位と捉えるのが妥当であり、第2～4層を「第II期土壘」と呼称する。第II期土壘の裾部は⑦区では明確でないが、表層（第2層）の裾部は標高0.7～0.9m前後と推測できるため、B地区第5面（発掘時：第2整地面）に伴う可能性がある。なお第2層は、第6面構成層のVlb・c層に近似する。

第II期土壘表層（第2層）を被覆する粗砂層（第1層）は、攪乱層による破壊のため堆積状況を知ることは困難であるが、粘質土（ないし先行土壘）→粗砂・砂礫→粘質土という第I・II期土壘の堆積パターンを前提にすると、第II期土壘を被覆する土壘構成層（「第III期土壘」）とみることもできる。

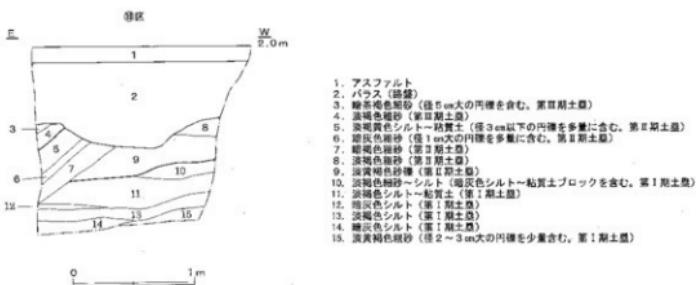
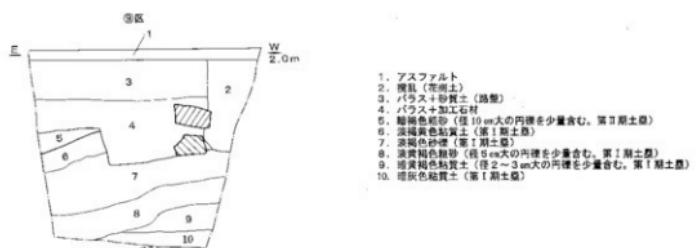
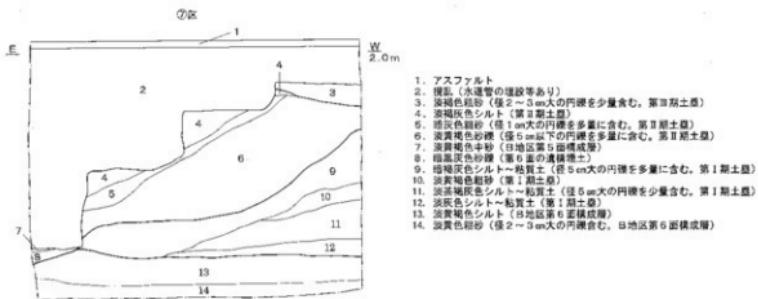
以上が⑦区での所見であるが、④・⑨・⑩区での断面観察（第4・5図）の所見から堆積状況を補足する。第I期土壘については、東斜面裾部の傾斜がかなり緩やかであることが⑨・⑩区断面から確認できる。⑩区では、I期土壘表層（⑦区第5層に対応）が暗灰色シルトと淡褐色シルトの互層になっている。第II期土壘については、⑩区では東斜面の傾斜がかなり急であり、⑦・⑨区の緩傾斜とは異なることが指摘できる。また⑩区では第II期土壘が第I期土壘の東裾部を明確に切り込んでおり、⑦区での単純な嵩上げとは異なる状況がみられた。さらに⑨・⑩区では、⑦区同様に第II期土壘を被覆する粗砂層が認められ、⑩区では第II期土壘同様に傾斜することが確認できた。第II期土壘より後出する「第III期土壘」の存在に肯定的な所見といえよう。なお①区では、第I期土壘の芯部（⑦区第6・7層）が遺存しており、東側へ明瞭に傾斜していた。

外堀に面した土壘西斜面の状況は、④区が唯一の手掛かりである。しかし、この調査区の断面観察により初めて土壘の存在に気が付いたため、土壘の主軸に対して斜交する④区東壁・南壁断面から推測するしかない。東壁と西壁の土層対応関係は第6図のように捉えられ、淡黄色粘質土を芯にする第I期土壘の存在と、これを被覆する第II期土壘構成層（淡黄褐色砂礫）の存在が確認できる。ともに西側（外堀側）への傾斜が明確なもの、第I・II期土壘の表層を被覆する粘質土が認められない点が東斜面とは異なる現象である。第I期土壘の表層は第II期土壘の構築時に除去された可能性もあるが、第II期土壘では外堀石垣の裏込めとみられる暗褐色砂礫が直上に堆積するため、構築当初から表層粘質土は存在しなかった可能性が考えられる。第II期土壘西斜面では、表層の仕上げを必要としない施設（外堀石垣）が存在したこと、その理由が求められる。

土壘構成層には、遺物がほとんど含まれていなかった。わずかに⑥区の第II期土壘構成層（⑦区第6層に相当）から、砂質気味の胎土をもつ分厚い平瓦片が1点出土したのみである。B地区での成果を参考にすると、第6面段階と捉えて矛盾しない年代を示す。



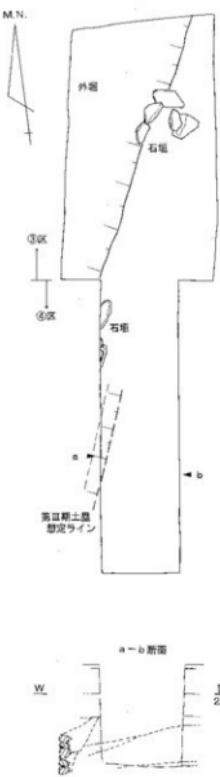
第4図 ①～④区土層柱状図



第 5 図 ⑦・⑨・⑩ 区土層断面図

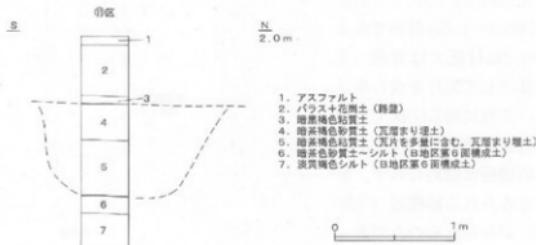
外堀石垣・外堀（第6図）②～④区において断続的に延長13m検出された。共同溝の構造物設置高が概ね地表下2mまでであること、また近代整地土も含めた堆積層が脆弱なため、堀底までの掘削は困難であり、施工深度の範囲内での確認にとどまった。検出部分での石垣の主軸方位は、N-17°-E（磁北からの角度）前後である。③・④区では数段分の石積みを確認したが、③区では外堀廃絶時の攪乱が顕著で、石材も西側に面が揃わないなど、やや原位置から動いたように見受けられた。④区では2段積み上げられた状態で検出されており、原位置を保っていると考えられる。③区での石垣検出レベルは標高0.2～1.0m前後であるが、基底に近い0.2m付近では背後（東側）に角礫を主体として瓦片を含む裏込めが認められた。これに対し④区では標高0.6～1.0mが石垣の検出レベルであるが、背後に裏込め礫層は認められず、第Ⅱ期土壌構成層とみられる砂礫層（⑦区第4層に相当か）がみられるのみであった。同様に②区においても、標高1.2～1.9m付近で断片的に石材が検出されたが、いずれも裏込め礫層は伴わず、第Ⅱ期土壌構成層とみられる砂礫層が背後に認められた。以上を総合すると、外堀石垣は標高0.2m付近（すなわちB地区第6面に対応する基盤層）より低い箇所では角礫を主体とした裏込めが認められるが、それより高い箇所では土壌側面に石材を貼り付けるように積み上げていることが想定できる。石材は、安山岩を主体として花崗岩も少量認められ、間知石はないことから近世段階の所産であると考えられる。

なお③区では、石垣を攪乱する濁灰褐色粘質土と、それを被覆する淡褐色粗砂が堆積していた。ともに外堀側に向かって急傾斜しており、外堀埋土と考えられる。濁灰褐色粘質土は、陶磁器片とともに瓦・漆喰片も多量に包含しており、西外曲輪での建物の解体に伴う廃棄状況を示しているとみられた。同層が外堀石垣の上半を破壊しているため、同層の堆積は高松城の廃城段階と捉えるのが妥当であり、明治5年（1872）の懲役場の設置（大久保家屋敷の接收）か、明治31年（1898）の香川県監獄署の移転・解体のいずれかに伴う可能性がある。



第6図 外堀・外堀石垣平面図

瓦溜まり（第7図） ⑪区西壁で検出された。周囲は擾乱が顕著であり、土坑内の瓦堆積層なのか整地土中の瓦廃棄層なのかは明確にし得なかった。ただし上面には、旧表土とみられる暗黒褐色粘質土が堆積していたため、層位的把握は可能である。これを前提に検出レベルからみると、土坑であればB地区第2面（18世紀後葉～19世紀初頭）か第3・4面（18世紀初頭～中葉）に、整地層であれば第5面を構成するV層（17世紀中葉）に相当するが、後述する瓦の年代観は19世紀代であるため、第2面に伴う土坑の可能性が高い。埋土は暗茶褐色砂質土の上層と、暗茶褐色粘質土の下層に分けられ、下層には平瓦を主体とする瓦が多量に堆積していた。平瓦には被熱・酸化して赤褐色に発色するものが一定量認められ、第2面の廃絶（文政4年：1821年の火災か）に伴う資料とも捉えられる。



第7図 ⑪区土層柱状図



写真1 ⑪区瓦溜り（東から）

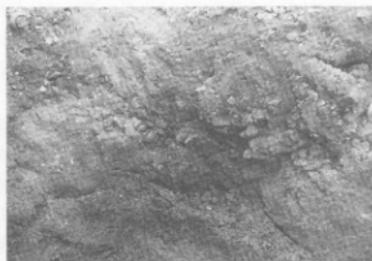


写真2 ⑪区瓦溜り堆積状況（北東から）

第3節 遺物

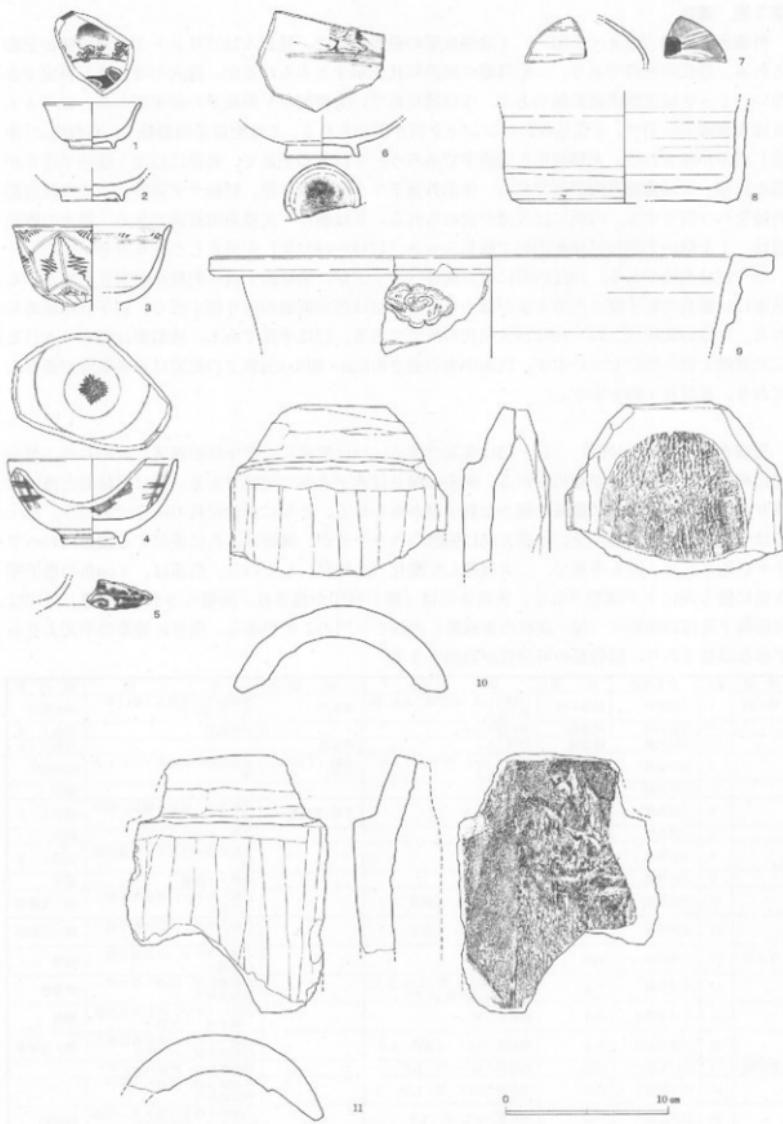
外堀出土遺物（第8・9図） 1は端反形の磁器小杯で、見込みはプリントされた絵柄が金彩される。近代の所産であり、一応外堀の埋没年代を示すとみられるが、混入の可能性も否定できない。2～5は肥前系磁器碗である。3は端反形で、大橋編年V期後半の所産である。2・4・5は大橋編年IV期で、4見込みにコンニャク判が認められる。6は肥前系陶器碗で、高台内に「中金」刻印が施される。大橋編年IV期前半であろう。7は陶器土瓶で、外面に白泥と錆釉で花弁が描かれる。8は備前系陶器壺である。体部外面下半をヘラ削り後、回転ナデ調整し、その後底部外縁をヘラ削りする。内面には火拂が認められる。9は瀬戸・美濃系陶器鉢である。以上の陶磁器は、1を除いて高松城様相把握で様相5～8（1718～1872年）が混在した在り方を示す。

10～12は丸瓦である。10は凸面に縱方向のヘラナデが、連結面上角に明瞭な面取りが施される。凹面には縦長の刺子痕と内叩き痕が認められる。11は凹面側面の削り幅が広く、刺子痕が認められる。10は19世紀代、11・12は18世紀代の所産である。13は平瓦である。狭端面は面取りされる。二次被熱を被り酸化しているが、凹面中央の長さ6.5cm・幅8.1cm以上の範囲は炭素吸着が遺存しており、葺足長・幅を示す。

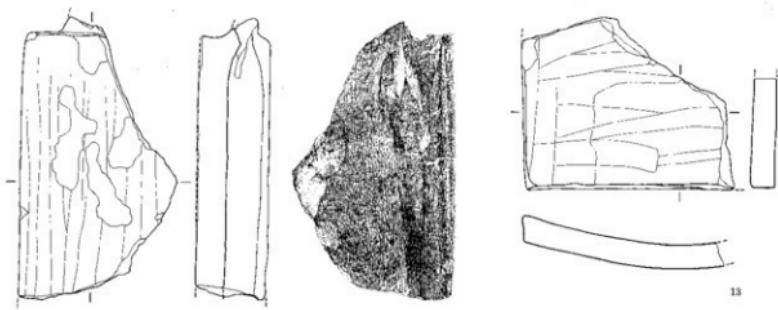
瓦溜まり（第9・10図） 14・15は丸瓦である。14は凹面にコビキ痕が顯著に認められ、部分的に刺子を伴う布目痕が認められる。側面の削りは水平方向で明瞭である。15は連結面上角に面取りが認められ、凹面に縦長で細かな刺子痕がみられる。ともに18世紀代の所産であろう。16・17は平瓦である。凹面中央には横方向に明瞭なヘラナデが、側縁はこれに後出する縦方向のヘラナデが施される。18も平瓦で、二次被熱して酸化（土師質）している。凸面は、1cm角の格子叩き後に横方向にナデ調整される。狭端面には「傳」刻印が施され、面取りされる。「傳」刻印は、高松城下近郊の御腰町（現・高松市御腰町）の伝右衛門のことである。全体に通常の平瓦よりも丁寧な調整であり、精製品の可能性が指摘できる。

擇回	番号	出土遺物	器種	法量 (cm)	形態	技法	残存率
第8回	1	⑤区外堀	磁器小杯	口径：6.0、高台径：2.8、器高：2.8	端反形	墨付露胎、見込み上絵（赤、金、コバルト）	高台完存
	2	⑥区外堀	磁器碗	高台径：3.8		墨付露胎	高台1/8
	3	⑦区外堀	磁器碗	口径：9.7			口径3/8
	4	⑧区外堀	磁器碗	口径：10.5、高台径：3.8、器高：5.2	丸綻（くらわんか手）	墨付露胎、見込みコンニャク判	高台完存
	5	⑨区外堀	磁器碗				継片
	6	⑩区外堀	陶器碗	高台径：4.6	平碗（京焼風）	底部露胎、見込み露胎、高台内側印	高台1/2
	7	⑪区外堀	陶器土瓶			鉄錆・白泥による花文	継片
	8	⑫区外堀	陶器碗	底径：12.8		底部外面ヘラ削り、見込み火拂	底部3/8
	9	⑬区外堀	陶器鉢	口径：34.9		化粧上・鋸歯	継片
	10	⑭区外堀	丸瓦	残存長：10.5、玉縁長：3.5		凸面ヘラナデ、凹面刺子痕、ヘラ削り	崩～玉縁部
	11	⑮区外堀	丸瓦	残存長：15.7、玉縁長：4.2		凸面ヘラナデ、凹面刺子痕、ヘラ削り	崩～玉縁部
第9回	12	①区外堀	丸瓦	残存長：17.3		凸面ヘラナデ、凹面刺子痕、ヘラ削り	崩部
	13	②区外堀	平瓦	残存長：10.4、厚：1.5、葺足長：6.5、葺足幅：8.1～		凸面彫丸紗、凹面ヘラナデ、狭端面取り	狹端削
	14	③区瓦溜り	丸瓦	残存長：13.4		凸面ヘラナデ、凹面コビキ痕、刺子痕、ヘラ削り	崩部
	15	④区瓦溜り	丸瓦	残存長：15.7、玉縁長：4.0		凸面ヘラナデ、連結面取り、凹面刺子痕、ヘラ削り	崩～玉縁部
第10回	16	⑤区瓦溜り	平瓦	残存長：15.0、厚：1.7		凸面削れ砂、凹面ヘラナデ、側縁面取り	
	17	⑥区瓦溜り	平瓦	残存長：13.0、厚：1.5			
	18	⑦区瓦溜り	平瓦	残存長：5.1、厚：1.7		凸面格子叩き目後ナデ、凹面ヘラナデ、狭端面取り	狹端削

第2表 出土遺物観察表

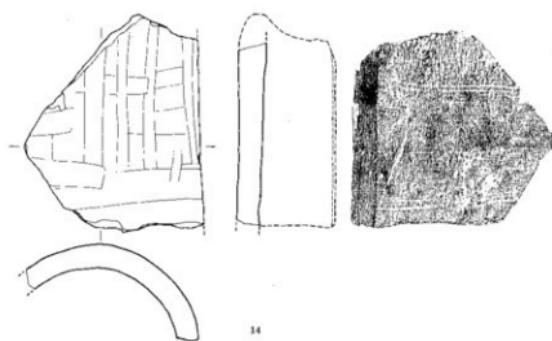


第8図 ③区外堀出土遺物（1）

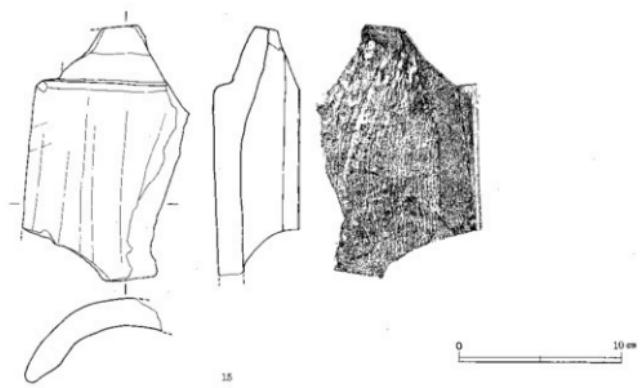


12

13



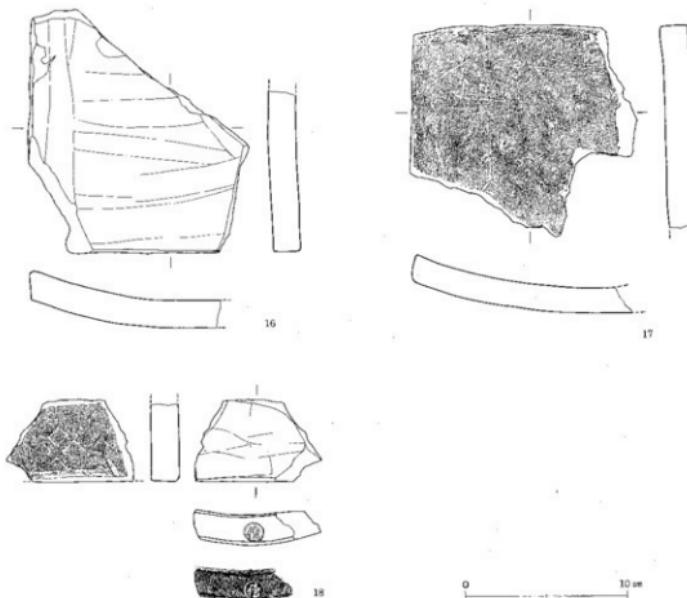
14



16

0 10 cm

第9図 ③区外堀出土遺物（2）・①区瓦溜り出土遺物（1）



第10図 ⑪区瓦溜り出土遺物（2）

第4章 ま　と　め

外堀石垣・土塁は、今回の調査で初めて検出・確認された遺構である。西側の外堀については、高松築港事業以後の街路・軌道の敷設による地割の改変で、特に東岸部（外曲輪側）のラインが不明瞭であった。今回の調査で外堀石垣・土塁が検出されたことは、高松城跡の継続的な保護措置を行う際の基礎データを得たという意味においても、大きな成果であったといえる。

しかし、限られた工事工程内での調査であったため、得られたデータは断片的である。そこで以下では調査所見を整理して、外堀石垣・土塁の構造と規模についてまとめる。

主軸方位とプラン 外堀石垣は検出長13mと短く、石材も廃絶時に若干移動していたが、概ねN-18°-E（磁北からの角度）の主軸方位であることが確認できた。これは、B地区で検出された溝・柵列・建物で南北主軸のものとほぼ同一方位であり、現地割から想定される西外堀西岸の方位とも一致する。これをもとにした外堀南半部の幅は、約45mである。ところで外堀石垣は直線的なプランが想定されるが、背後の外堀土塁は検出した60m程度をみても、到底直線的とは

いえないプランを示す。外堀ラインが土壘西面であるという前提付きだが、検出した南側ほど土壘幅が広く（9.0m = 5間前後）、北側では一定した幅（5.4m = 3間前後）になるように見受けられるのである。⑩区では土壘幅が最も広いとみられるにもかかわらず、第Ⅱ・Ⅲ期土壘の東面は急傾斜であることを重視すると、単に裾部の崩壊によって土壘幅にはらつきができたとは考えられない。一つの可能性としては、当該調査区の南側に存在した石垣作りの枠形である西御門（西浜口）の前後だけ、土壘幅が広くとされていたのではないか、ということを考えられる。西御門と土壘の関係は、今後の課題である。

土壘の構造と石垣 3時期にわたる外堀土壘の構築が確認できた。隣接するB地区での遺構面に対応させると、第Ⅰ期土壘は第6面（1588～1650年代）に、第Ⅱ期土壘は第5面（1650年代～1718年）を構築面としており、第Ⅲ期土壘はより上位の遺構面に伴うものと推測される。いずれも粘質土（～シルト）か先行土壘を芯部とし、それを砂礫で分厚く被覆し、さらに外表を粘質土で仕上げる3層構造が指摘でき、版築状の細かな造成単位は認められなかった。第Ⅰ期土壘の粘質土～シルトは第6面構成層である西の丸町B地区VIb・c層に近似しており、外堀掘削時の堆土を用いたことが考えられる。第Ⅱ期土壘についてもVI層使用の可能性があるため、土壘の嵩上げと同時に外堀の再掘削が想定される。

ところで外堀石垣の構築時期については、今回の調査からは明確にできなかった。標高0.2m以下では基盤層を切り込む裏込めが認められ、それより上位では土壘西面に貼り付けるように積み上げる状況が確認できた。しかしそのような工法の差異が、使用石材の形態や積み方の違いとして認められるか否かは、遺存状況が悪いこともあって明確にし得なかった。工法の差異が同一施工か時期差なのかを含めて、今後周辺で調査が行われる際の課題となろう。ただし第Ⅰ期土壘は、検出した標高0m以上では外面に石垣・裏込めの存在した形跡はなく、表層粘質土が遺存しない（除去された可能性あり）という問題があるが、石垣を伴わない可能性が高いといえる。「高松城下図屏風」（慶安4～承応3年：1651～54頃成立）では第Ⅰ期土壘が描かれるが、そこでは石垣の描写はなく、一応調査所見と整合する。

なお外堀底面は今回検出できなかつたが、C地区での外曲輪護岸石垣基底部（西半部）が標高-1.4m前後で、東ノ丸東側の中堀基底部が標高-1.5m前後であることから、概ねこれらと同様であると推測される。

参考文献

- 財香川県埋蔵文化財調査センター 2003 『サンポート高松総合整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第4冊 高松城跡（西の丸町地区）II』
財香川県埋蔵文化財調査センター 2003 『サンポート高松総合整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第5冊 高松城跡（西の丸町地区）III』
森下友子 1996 「高松城下の絵図と城下の変遷」[財香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要IV]

報 告 書 抄 錄

ふりがな	たかまつじょうあと（にしのまるちょうDちく）							
書名	高松城跡（西の丸町D地区）							
副書名								
卷次								
シリーズ名	サンポート高松総合整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告							
シリーズ番号								
編集者名	佐藤竜馬							
編集機関	香川県教育委員会							
所在地	〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号天神前分庁舎 電話 087-832-3784~3787							
発行機関名	香川県教育委員会							
発行年月日	西暦2003年3月31日							
総頁数	目次等	本文	観察表	図版	写真枚数	挿図枚数	付図枚数	
26頁	3頁	17頁	1頁	6頁	24枚	10枚	0枚	
ふりがな 所取遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 °°°	東経 °°°	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
		市町	遺跡					
たかまつじょうあと 高松城跡 にし まるちょう (西の丸町 D ちく 地区)	かがねけんたかまつし 香川県高松市 にし まるちょう 西の丸町 12・13	37201		34度 20分 56秒	134度 2分 56秒	2002.10.10 ~ 2002.10.30	131m ²	サンポート高松総 合整備事 業
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
たかまつじょうあと 高松城跡 にし まるちょう (西の丸町 D ちく 地区)	武家屋敷	近世	外堀・土塁 ・瓦溜り	近世陶磁器 ・近世瓦	高松城跡の 外堀と土塁 を確認			



写真3 ①区全景（東から）



写真5 ②区全景（南から）



写真6 ⑦区全景（南から）



写真4 ⑩区全景（南から）



写真7 ⑨区全景（北から）

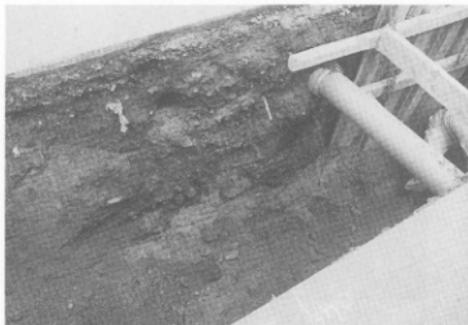


写真8 ①区東半部北壁（南西から）
大半が現代の搅乱層である。

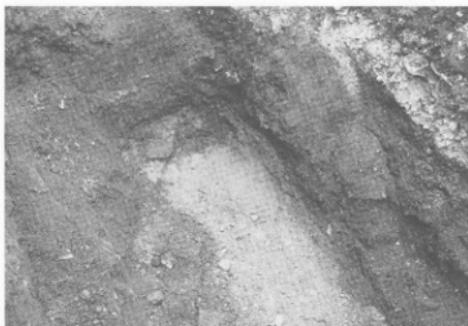


写真9 ①区西端部土壘（南東から）
奥から手前に緩やかに傾斜する。
第Ⅰ期土壘の東基底部にあたる。



写真10 ②区東壁土壘石材（西から）
第Ⅱ期土壘西法面に石材が貼り付けられて積まれる。裏込めの栗石がないことに注意。



写真11 ④区外堀石垣（南東から）
石垣を裏側からみる。裏側（手前）
に亜円礫が散在する。



写真12 ④区外堀石垣（北東から）

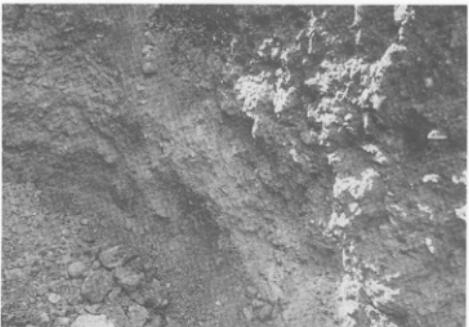


写真13 ④区 a 断面土塁（北東から）
右上の濃い礫層が第5層。奥側の
斜めに堆積する砂礫が第7層で第I
期土塁構成層。



写真14 ④区 b 断面土壘（北西から）
上側の砂礫は第7層。その下にシルト質の第9層（第I期土壘の心部）が分厚く堆積。

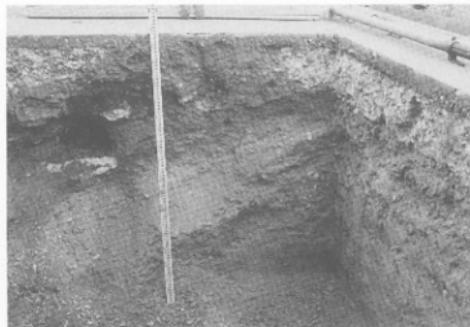


写真15 ⑦区南壁土層（北東から）
土壘東法面の断面。左のコンクリ暗渠両側のシルトが第II期土壘の表層。その下の砂礫（白くみえる層）が第I期土壘を被覆する第II期土壘構成層。

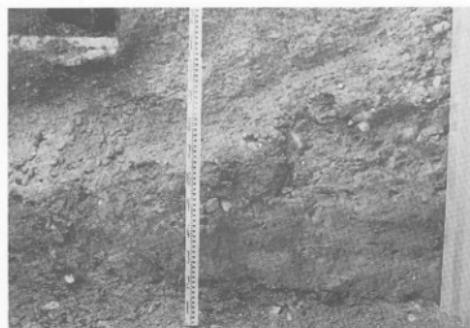


写真16 ⑦区南壁土壘（北から）
第I期土壘の拡大。下側に水平堆積する的是第I期土壘基底部（第12層）。



写真17 ⑨区南壁土塁（北から）
上位には近・現代の擾乱層。その
下の左下がりの礫層が第7層（第I
期土塁構成層）。

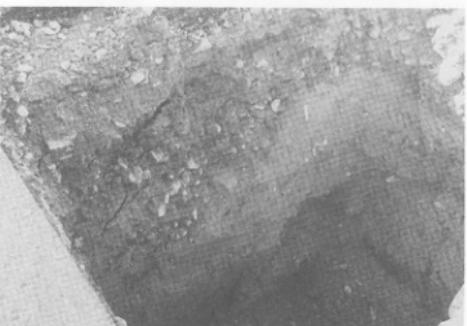


写真18 ⑩区南壁土塁（北東から）
手前（東）に向かって傾斜する礫
層が第II期土塁。



写真19 ⑩区南壁土塁（北から）
斜めに堆積するのが第II期土塁。
その下の水平堆積が第I期土塁。



写真20 ③区外掘出土磁器



写真21 ③区外掘出土陶器

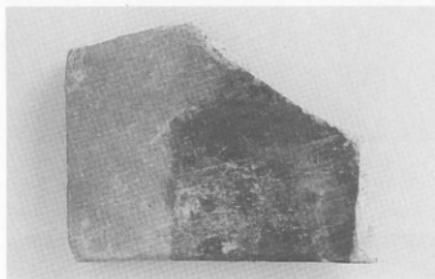


写真22 ③区外掘出土瓦

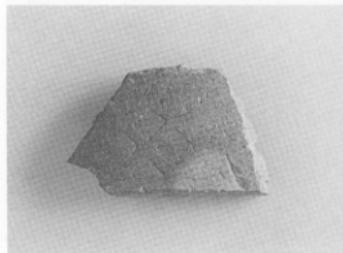


写真23 ⑪区溜まり出土瓦



写真24 ⑪区溜まり出土瓦

図書番号	C 21754
備 考	

サンポート高松総合整備事業に
伴う埋蔵文化財発掘調査報告

高松城跡（西の丸町D地区）

平成15年3月31日

発行 香川県教育委員会

香川県高松市天神前6番1号天神前分庁舎

印刷 株式会社成光社